

改正	2013年4月1日	2015年4月1日
	2016年4月1日	2017年5月24日
	2018年10月24日	2019年4月1日
	2023年10月1日	

(目的)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第28条第4項に規定する懲戒に関する事項について定めることを目的とする。

(懲戒の対象)

第2条 この規程による懲戒の対象となる者は、中京大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生（以下「学生」という。）とする。

2 科目等履修生、研究生、大学院特別研究学生、交換留学生、研修生及び特別聴講学生の取扱いは、この規程に準ずる。

(基本方針)

第3条 学生に対する懲戒は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条及び同施行規則（昭和22年文部省令第11号）第26条に基づいて大学に与えられた教育上の権限であって、所定の事由の発生を要件として、学生に対して制裁として一定の不利益を課す処分であり、懲戒の対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行われなければならない。

2 懲戒は、その目的を達成するために必要最小限度にとどめ、本学における学生としての本分を全うさせるために行われなければならない。

(懲戒の対象とする期間)

第4条 懲戒の対象とする期間は、懲戒を受ける学生が入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の対象となる行為)

第5条 懲戒の対象となる行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 刑事法上、処罰の対象となる行為（犯罪行為）
- (2) 重大な交通法規違反行為
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 研究倫理に反する行為
- (6) 他の学生の学修、研究、教職員の教育研究活動等を妨害する行為
- (7) 試験等における不正行為
- (8) 論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (9) その他学生としての本分に反する行為

2 懲戒の対象となる前項各号に規定する行為の例は別表に定める。

3 第1項各号について、別に規程が定められている場合は、その規程に従う。

(懲戒の種類)

第6条 学則に定める懲戒は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学は、一定期間、学生の教育課程の履修、課外活動等を停止するものであり、無期停学又は有期停学とし、有期停学の場合、その期間は1か月以上6か月未満とする。なお、停学期間の取扱いは、学則第28条第3項の定めるところによる。
- (3) 戒告は、学生の行った行為の責任を確認し、書面をもって戒めるものとする。

(懲戒処分の量定)

第7条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例（以下「標準例」という。）に準拠し、懲戒の対象となる行為の様態、結果、影響等を総合的に判断して行う。

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することがある。

3 標準例に掲げられていない行為は、標準例に照らし、相当の懲戒処分を行う。

(事実関係の調査)

第8条 学生生活委員長は、懲戒の対象となる行為又はその疑いのある行為があった場合は、学長にその旨を報告の上、慎重かつ速やかに当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認しなければならない。

2 前項の調査に当たり、学生生活委員長は、事前に当該学生に対して、調査の趣旨・目的を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が正当な理由なく事情の聴取に応じない場合又は自己に有利な証拠を提出する等の防御をしない場合は、その機会を放棄したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、重大犯罪を起こしたことが明白である等、特段の事情がある場合には、この限りでない。ただし、当該学生の権利を損なわないよう十分な配慮をしなければならない。

4 調査のための証拠資料及び審議内容の記録は、全て学生支援課において保管する。

5 学生生活委員長は、必要に応じて学内外の専門家の意見を聴くことができる。

(懲戒決定までの手続)

第9条 学生生活委員長は、調査報告書を作成する。

2 学生生活委員長は、調査報告書を学長に提出するとともに、当該学生の所属する学部又は研究科の長（以下「部局長」という。）と協議の上、学生生活委員会を開催する。

3 学生生活委員会は、調査報告書の内容に基づき、判断根拠を明らかにした上で、次に掲げる原案を作成する。

(1) 当該学生の行為が懲戒に相当する行為であるか否かに関する原案

(2) 当該学生の行為が懲戒に相当する場合は、懲戒処分に関する原案

4 当該部局長は、前項の原案について、学部教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において審議し、その結果を学長に上申する。

(出校禁止)

第10条 学長は、当該学生の行為が第5条に規定する懲戒の対象となる行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実とみられる場合は、学生生活委員長及び当該部局長と協議の上、当該学生の懲戒処分が決定するまでの間、出校禁止を命ずることができる。

2 学長は、出校禁止の間は当該学生の活動を制限することができる。

3 出校禁止の期間は、停学期間に通算することができる。

(嚴重注意)

第11条 第9条第4項に規定する審議の結果、当該学生の行為が懲戒処分に相当する行為であるとの判断が下されなかった場合であっても、教授会等が必要と認めるときは、当該部局長は、当該学生に対して嚴重注意を行うことができる。

2 嚴重注意は、当該学生に行為の問題性を自覚させ反省を促すためのものとする。

(懲戒の通告・通知・発効)

第12条 懲戒は、第9条第4項に規定する審議を経て、学長が行う。

2 学長は、当該学生に対し、懲戒の内容及びその理由を文書により通告する。この文書には、当該学生に不服がある場合は、第16条に規定する不服申立てができる旨を記さなくてはならない。

3 学長は、当該学生の保証人に対し、懲戒の内容及びその理由を文書により通知する。

4 懲戒は、当該学生に対して懲戒内容を文書により発信した日から発効する。

5 学長は、休学中の学生が停学処分となった場合、休学許可を取り消すことができる。

(公示)

第13条 懲戒を行った場合、学長は、その旨を遅滞なく公示しなければならない。

2 公示する事項は、当該学生の学部又は研究科、学科（専攻）、学年（課程）、学籍番号、懲戒の種類、懲戒の期間（有期停学の場合）及び懲戒理由とする。

3 公示期間は、1か月とする。また、公示場所は、学生支援課とする。

4 特段の事情がある場合、学生生活委員会において審議の上、教授会等の審議を経て、第2項の内容の一部又は全部を公示しないことができる。

(無期停学の解除)

第14条 当該部局長は、無期停学の発効日より6か月を経過した後に、その解除が適当であると認め

るときは、その解除を発議する。

2 無期停学の解除は、学生生活委員会において審議の上、教授会等の審議を経て、学長が行う。

3 無期停学解除の学生への通告及び保証人への通知は、文書により行う。

(懲戒に関する記録)

第15条 被処分者の将来を考慮し、成績証明書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として、懲戒処分を受けた旨を記載しないものとする。ただし、懲戒の事実は、学生台帳に記載する。

(不服申立て)

第16条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、この期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てを行う学生は、不服の理由を付して、不服申立書を学長に提出しなければならない。

(不服申立審査委員会)

第17条 学長は、前条の不服申立てがあった場合には、不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、学長が指名する副学長及び不服申立てを行った学生が所属する学部又は研究科（以下「部局」という。）以外の部局長5人で構成する。

3 委員会の委員長は、委員間の互選により選出する。

4 委員会が必要と認める場合には、弁護士等専門家の出席を求めることができる。

5 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

6 不服申立てを行った学生は、書面により意見を述べ、また、資料を提出することができる。

7 委員会は、不服申立てに理由がないと判断した場合は、不服申立てを棄却すべき旨の勧告を学長に対して行う。

8 委員会は、不服申立てに理由があると判断した場合は、懲戒の取消し又は変更をすべき旨の勧告を学長に対して行う。

9 学長は、第7項の勧告を受けた場合、不服申立てを行った学生に対して文書により通知する。

(再審議)

第18条 学長は、前条第8項の勧告を受けた場合、当該部局長に対し再審議を求める。この場合、当該部局長は、教授会等において再審議を行うものとする。

(懲戒対象者の退学等申出の取扱い)

第19条 学長は、第8条における事情聴取等の調査の対象となった者から、懲戒の決定前に退学又は休学の申出がある場合、懲戒が決定するまでこの申出を受理しないものとする。

2 学長は、停学の処分を受けた者から、当該処分に係る停学期間を含む学期の休学の申出を受理しないことができる。

(停学期間中の指導)

第20条 停学処分を受けた学生の所属する部局は、当該学生に対して、必要があると判断した場合は停学期間中、専門的なカウンセラー等に依頼し、定期的に面談及び教育的指導を行うことができる。

2 当該部局は、教育的指導のため必要と判断する場合には、学生の施設利用及び履修登録等必要な手続を行うことを認めることができる。

(再入学)

第21条 退学処分となった者又は停学期間中に学費未納により除籍を命ぜられた者は、学則第87条及び第138条に規定する再入学をすることができない。

(所管)

第22条 学生の懲戒に関する業務は、学生支援課が行う。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、学生生活委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2012年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年10月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	第5条第1項各号に規定する行為の例	懲戒の標準例
犯罪行為等	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	詐欺行為	退学又は停学
	窃盗、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	停学又は戒告
	ストーカー行為、盗撮行為、その他の迷惑行為等の犯罪行為	停学又は戒告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等悪質な交通法規違反の場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等悪質な交通法規違反の場合	退学又は停学（3か月以上）
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	退学又は停学
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が重大な過失の場合	退学又は停学
飲酒・喫煙	飲酒を強要し死に至らしめる行為	退学又は停学（3か月以上）
	飲酒を強要し急性アルコール中毒等の被害を与える行為	停学又は戒告

	満20歳未満の者と知りながら飲酒を勧める行為	停学又は戒告
	満20歳未満の学生の飲酒及び喫煙行為	停学又は戒告
情報倫理に反する行為	コンピュータ又はネットワークの意図的な不正使用（著作権、学内外のシステムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み又は情報漏洩）	退学又は停学
	インターネットを利用した公序良俗に反する行為（第三者への誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信又はソフトウェア著作権等の知的財産権の侵害等）	停学又は戒告
	本学のコンピュータ又はネットワークに著しい障害や損害をもたらす行為	停学又は戒告
	本学のコンピュータ又はネットワークの利用規程等に反する行為	停学又は戒告
研究活動不正行為	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用等研究倫理に反する行為を行った場合	停学又は戒告
試験・論文等不正行為	本学が実施する試験（定期試験を除く）等におけるカンニング等の不正行為	停学又は戒告
	本学が実施する試験（定期試験を除く）等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	停学又は戒告
	論文・レポートの作成等における剽窃、無断引用等の悪質な行為	停学又は戒告
その他	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	停学又は戒告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	停学又は戒告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は戒告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	停学又は戒告
	ハラスメント及びその他の人権侵害等に当たる行為	停学又は戒告
	危険ドラッグの所持又は使用	退学又は停学
	特許権等の知的財産権の侵害	停学又は戒告
学生としての本分に反する行為	停学又は戒告	